

新庄市障がい者計画

計画期間(平成 23 年度～平成 27 年度)

平成 23 年 3 月

山形県 新庄市

目 次

第1章 障がい者計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の基本理念	2
3	計画の基本目標	2
4	計画の位置付け	2
5	計画の期間	2
6	策定の基本的な方向	3

第2章 障がい者等の動向

1	本市における人口の推移	4
2	身体障がい者（児）の状況	5
3	知的障がい者（児）の状況	8
4	精神障がい者の状況	9
5	障がい者（児）支援施設の利用状況	10
6	障がい児の就学の状況	12
7	障がい者の雇用・就業の状況	13

第3章 障がい者施策の現状と課題及び施策の目標と方向

1	啓発・広報	15
2	生活支援	18
3	生活環境	23
4	教育・育成の充実	27
5	雇用・就業	29
6	保健・医療の充実	31
7	情報・コミュニケーション	33

第4章 計画の推進

1	行政における推進体制の確立	35
2	計画推進体制	35
3	市民の理解と協力及び自主的な取組み	35

4	障害者の積極的な取組み	3 5
5	県及び関係機関との連携	3 6
6	国などの動向	3 6
7	計画の改定	3 6

第5章 計画の策定体制及び経過

1	新庄市障害者福祉計画推進委員会委員名簿	3 7
2	計画策定までの主な経過	3 7

第1章 障がい者計画の概要

1. 計画策定の趣旨

障がい者施策推進の背景として、昭和56年(1981年)の障がい者の「完全参加と平等」をテーマとする国際障がい者年を契機として障がい者に関する取り組みがはじまりました。平成5年に「障害者基本法」の制定で、障がい者施策を総合的かつ体系的に推進することになりました。市町村においても「障がい者対策に関する長期計画」を策定することにより、本市でも『リハビリテーション』『ノーマライゼーション』の理念と『完全参加と平等』の目標のもとに平成13年3月に「新庄市障がい者福祉計画」(5カ年)を策定し、目標の実現に向けて計画的に施策を推進してきました。

この間、国においては、社会福祉基礎構造改革の流れを受け、平成15年(2003年)4月から、それまでの措置制度から本人の選択による利用者を基本とした「支援費制度」へと移行しました。さらに、平成18年度から身体、知的、精神に共通したサービス体系への一元化を図ると共に、支援費制度の諸問題を解決すべく大幅な見直しによる、新たな「障害者自立支援法」を制定しました。

また、県においても国の長期計画を踏まえ、平成15年3月に「第3次山形県障害者計画」通称「新 輝きの福祉プラン」を策定し、計画目標として「障がいのある人もない人も、一人ひとりがその能力、環境に応じて主体性を発揮し、快適な生活を共にすることができる地域社会の実現」と掲げ、平成24年度までの10年間における障がい者施策の推進策を示しました。

平成15年度からの支援費移行により、利用者が拡大すると共に参入する事業所も増え、サービスが充実してきました。

支援費制度は、本人の選択によるサービス利用を基本とし、障がい者福祉のあり方を大きく変える制度でしたが、利用者の急増とそれに伴う費用の増大、精神障がい者が対象外となっていたなど、様々な問題点がありました。これらの諸問題を解決すべく、平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行されました。この障害者自立支援法は、これまでの障がい種別ごとに異なった制度やサービスから、身体・知的・精神に共通のサービス体系への一元化や就労支援の強化など、障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、障がいのある人の自立と社会参加を推進することを目的としています。

しかし、その障害者自立支援法も応益負担をはじめとする制度への批判が多く、政府は、平成21年9月に障害者自立支援法の廃止と新たな法制度の整備を行う旨を発表し、同年12月には「障がい者制度改革推進本部」が発足し、新たな法制度へ向けた審議がなされているところです。また平成22年12月には障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障がい保健福祉施策を見直すまでの間における障が

い者等の地域生活を支援するための関係法律の改正が行われました。

こうした状況を踏まえ、障がいのある人を取りまく社会経済環境の著しい変化に的確に対応し、障がい者施策を総合的に推進するため、平成17年度策定の「新庄市障がい者福祉計画」を見直す形で策定しました。

2．計画の基本理念

本計画は、障がいのある人もない人も、共に充実して生活し、活動できる社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念と、身体機能回復訓練にとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において人間的な尊厳と復権、社会参加を目指す「リハビリテーション」の理念とを基本理念とします。

3．計画の基本目標

「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」の理念をふまえ、障がいの有り無しではなく、全ての人々が地域社会で環境整備などにより人間として自立と尊厳をもって暮らせ、かつ、地域社会の重要な一員として完全参加と平等の「共生社会」の実現を目指すことを基本目標とします。

4．計画の位置付け

本計画は、福祉部門のみならず保健・医療、教育、環境、まちづくり等の関係部門との連携を図り、新庄市高齢者健康福祉計画（介護保険事業計画）、新庄市次世代育成支援対策行動計画、新庄市地域福祉計画及び第4次新庄市振興計画をはじめ各部門の計画との整合性を図りながら、障がい者施策を総合的かつ体系的に推進するために、施策の基本的な目標と方向を示す基本計画として位置付けます。なお、障害者自立支援法に定める介護給付や訓練等給付・地域生活支援事業での給付量の見込みや目標値設定については、新庄市障がい福祉計画において定めているところであり、本計画はその内容も内包し、インフォーマルなサービスや体制等について総合的に計画づけるものです。

5．計画の期間

本計画の期間は、平成23年度から平成27年度を目標年度とする5ヵ年としますが、社会情勢や財政状況の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行なうこととします。

6 . 策定の基本的な方向

障がい者福祉施策の基本的方向としては、本市における障がい者の現状などを踏まえ、障がいのある人もない人も、共に充実して、いきいきとした人生を送ることができる豊かな社会を築くために各施策を体系化し、障がい者の自立と社会参加の促進を目指します。

第2章 障がい者等の動向

1 本市における人口の推移

(1) 人口

本市の人口は平成21年度末の住民基本台帳では、39,107人(男18,664人、女20,443人)となっています。それまでは年度により増減はありましたが、平成11年度からは減少傾向がつついております。

表 - 1 本市人口の推移

(各年度3月末日現在)(単位:人)

年次	男	女	総数
平成17年度	19,389	21,108	40,497
平成18年度	19,230	20,963	40,193
平成19年度	19,016	20,798	39,814
平成20年度	18,846	20,627	39,473
平成21年度	18,664	20,443	39,107

(資料:住民基本台帳による)

(2) 年齢区分別人口

平成17年国勢調査における人口の年齢構成をみると、15歳未満の年少人口は6,120人(総人口に占める割合15.0%)、15~64歳未満の生産年齢人口は24,694人(同60.6%)、65歳以上の高齢人口は9,892人(同24.3%)となっています。

年令3区分別の割合の推移では、年少人口と生産年齢人口については昭和55年以降減少を続けているのに対し、高齢人口は増加を続けております。平成22年4月1日現在では25.9%を示しており、県平均の27.3%(平成21年10月1日現在)は下回っているものの、全国平均の22.7%を上まっており、本市における高齢化が急速に進んでいると言えます。

表 - 2 年齢別階層別人口の推移

(各年10月1日現在)(単位:人、%)

年次	年少人口 (0~14歳)		生産年齢人口 (15~64歳)		高齢人口 (65歳以上)		総人口	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
昭和60年	9,208	21.4	28,811	67.0	5,014	11.7	43,033	100
平成2年	8,423	19.5	28,507	66.1	6,195	14.4	43,125	100
平成7年	7,494	17.5	27,608	64.4	7,794	18.2	42,896	100
平成12年	6,805	16.1	26,252	62.3	9,094	21.6	42,151	100
平成17年	6,120	15.0	24,694	60.7	9,892	24.3	40,717	100

(資料:国勢調査)

(4月1日現在)(単位:人、%)

年次	年少人口 (0~14歳)		生産年齢人口 (15~64歳)		高齢人口 (65歳以上)		総人口	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
平成22年	5,532	14.0	23,784	60.1	10,233	25.9	39,549	100

(資料:住民基本台帳による)

2 身体障がい者(児)の状況

(1) 身体障がい者(児)の状況

本市の身体障がい者(児)数は、平成22年3月31日現在で、2,000人となっています。その内訳は、18歳以上の身体障がい者が1,982人、18歳未満の身体障がい児が18人となっています。5年前(平成17年3月末、1,654人)と比べると約20.9%の増加となっています。

この5年間の推移を人口千人当りの人数で比べると、平成17年度末の40.8人から平成21年度末の51.1人と年々増加傾向にあります。

表 - 3 身体障がい者(児)数の推移

(各年度3月31日現在)(単位:人)

年度	人口	身体障がい者 (18歳以上)	身体障がい児 (18歳未満)	総数	人口千人当りの障がい者数
17	41,763	1,635	19	1,654	40.8
18	41,647	1,693	17	1,710	42.5
19	41,404	1,778	17	1,795	45.1
20	41,391	1,895	16	1,911	48.4
21	39,107	1,982	18	2,000	51.1

(資料:福祉事務所)

(2) 障がいの種類

障がい者の部位別に見てみますと、平成22年3月31日現在において、肢体不自由が1,129人(全体の56.4%)と過半数を占めており、次いで内部障がい者が518人(同25.9%)と年々構成割合が高くなっています。

障がい児では、肢体不自由が13人(全体の72.2%)で、大半の割合を占めています。

表 - 4 障がい種類別身体障がい者(児)数の推移

(各年度3月31日現在)(単位:人、%)

年 度		視 覚	聴覚平衡機能	音声・言語	肢 体	内 部	計
17	障がい児	0	4	0	13	3	20
	障がい者	180	165	14	908	367	1,634
	計	180(10.9)	169(10.2)	14(0.8)	921(55.7)	370(22.4)	1,654
18	障がい児	0	4	0	12	3	19
	障がい者	181	162	15	933	400	1,691
	計	181(10.6)	166(9.7)	15(0.9)	945(55.3)	403(23.5)	1,710
19	障がい児	0	1	0	14	2	17
	障がい者	165	151	18	1,015	429	1,778
	計	165(9.2)	152(8.5)	18(1.0)	1,029(57.3)	431(24.0)	1,795
20	障がい児	0	1	0	13	2	16
	障がい者	171	155	20	1,078	471	1,895
	計	171(8.9)	156(8.2)	20(1.0)	1,091(57.1)	473(24.8)	1,911
21	障がい児	0	2	0	13	3	18
	障がい者	170	160	21	1,116	515	1,982
	計	170(8.5)	162(8.1)	21(1.1)	1,129(56.4)	518(25.9)	2,000

表中()内は各障がい部位別の割合

(資料:福祉事務所)

(3) 障がいの程度

障がい者の程度別を身体障がい者手帳所持状況で見ると、平成22年3月31日現在において障がい者数では1級が623人(全体の31.4%)と一番多く、続いて4級が421人(同21.3%)、2級が316人(同16.0%)、3級が308人(同15.5%)となっています。

この5年間の推移を見てみますと、特に1級手帳所持者の全体に占める割合が高く、増加傾向がみられ、他は横ばいか微減の傾向となっております。

障がい児については、1級手帳所持者が全体の約6割を占めているなど、こちらも1級所持児童の増加傾向が見られます。

表 - 5 障がい程度別身体障がい者数の推移

(各年度3月31日現在)(単位:人、%)

年度	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		計
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数
17	403	24.7	286	17.5	261	16.0	339	20.7	172	10.5	173	10.6	1,634
18	438	25.9	286	16.9	277	16.4	347	20.5	172	10.2	171	10.1	1,691
19	532	29.9	304	17.1	280	15.7	375	21.1	151	8.5	136	7.6	1,778
20	578	30.5	313	16.5	296	15.6	406	21.4	160	8.5	142	7.5	1,895
21	623	31.4	316	16.0	308	15.5	421	21.3	167	8.4	147	7.4	1,982

(資料:福祉事務所)

表 - 6 障がい程度別身体障がい児数の推移

(各年度3月31日現在)(単位:人、%)

年度	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		計
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数
17	8	40.0	3	15.0	3	15.0	3	15.0	1	5.0	2	10.0	20
18	8	42.1	4	21.1	2	10.5	3	15.8	0	0.0	2	10.5	19
19	10	58.8	2	11.8	3	17.6	2	11.8	0	0.0	0	0.0	17
20	9	56.2	3	18.8	2	12.5	2	12.5	0	0.0	0	0.0	16
21	11	61.1	2	11.1	3	16.7	2	11.1	0	0.0	0	0.0	18

(資料:福祉事務所)

(4) 年齢の構成

年齢別に見てみますと、平成22年3月31日現在で、18歳未満が18人(全体の0.9%)、18歳以上65歳未満が576人(同28.8%)、65歳以上が1,406人(同70.3%)となっています。この5年間の推移では、65歳以上の障がい者数が他の年齢層に比べて大幅に増加傾向にあります。

表 - 7 年齢別身体障がい者(児)数の推移

(各年度3月31日現在)(単位:人、%)

年度	18歳未満		18~64歳未満		65歳以上		総数
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数
17	20	1.2	575	34.8	1,059	64.0	1,654
18	19	1.1	550	32.2	1,141	66.7	1,710
19	17	0.9	549	30.6	1,229	68.5	1,795
20	16	0.8	563	29.5	1,332	69.7	1,911
21	18	0.9	576	28.8	1,406	70.3	2,000

(資料:福祉事務所)

3 知的障がい者（児）の状況

(1) 知的障がい者（児）の状況

本市の知的障がい者（児）数は、平成22年3月31日現在で218人となっています。その内訳は、18歳以上の知的障がい者が188人、18歳未満の知的障がい児が30人となっています。

ここ5年間の推移を見てみますと、障がい者福祉制度の充実と制度が浸透してきたこともあり、障がい者数は緩やかな増加傾向にあります。

表 - 8 知的障がい者（児）数の推移

(各年度3月31日現在) (単位: 人)

年 度	知的障がい者 (18歳以上)	知的障がい児 (18歳未満)	総 数
17	178	23	201
18	180	24	204
19	180	27	207
20	183	28	211
21	188	30	218

(資料: 福祉事務所)

(2) 障がいの程度

障がいの程度別に見てみると、障がい者では、重度(A)が71人(全体の32.6%)で、中・軽度(B)が147人(同67.4%)となっています。

障がい児では、重度(A)が7人(全体の23.3%)、中・軽度(B)が23人(同76.7%)となっています。

ここ5年間の推移を見てみると障がい者の中・軽度の手帳所持者の数が増加傾向にあります。

表 - 9 障がい程度別知的障がい者数の推移

(各年度3月31日現在) (単位: 人、%)

年 度	重度(A)		中・軽度(B)		計 人 数
	人 数	割合	人 数	割合	
17	66	33.3	132	66.7	198
18	68	33.3	136	66.7	204
19	67	32.4	140	67.6	207
20	67	31.8	144	68.2	211
21	71	32.6	147	67.4	218

(資料: 福祉事務所)

表 - 1 0 障がい程度別知的障がい児数の推移

(各年度3月31日現在)(単位:人、%)

年 度	重度 (A)		中・軽度 (B)		計
	人 数	割合	人 数	割合	人 数
1 7	9	39.1	14	60.9	23
1 8	9	37.5	15	62.5	24
1 9	9	33.3	18	66.7	27
2 0	7	25.0	21	75.0	28
2 1	7	23.3	23	76.7	30

(資料:福祉事務所)

(3) 年齢の構成

年齢別に見てみると、18歳未満が30人(全体の13.8%)、18歳以上65歳未満が163人(同74.8%)、65歳以上が25人(同11.4%)となっており、65歳未満が圧倒的に多く高齢者は少ない状況にあります。

表 - 1 1 年齢別知的障がい者(児)数の推移

(平成22年3月31日現在)(単位:人、%)

区 分	人 数	割 合
18歳未満	30	13.8
18~64歳未満	163	74.8
65歳以上	25	11.4
総 計	218	100.0

(資料:福祉事務所)

4 精神障がい者の状況

平成22年3月31日現在における精神障がい者保健福祉手帳所持者は、1級が57人、2級が49人、3級が22人の計128人となっています。

この5年間の推移をみてみますと、全体の件数は増加傾向を示しており、特に2級所持者の増加が目立ってきています。

また、自立支援医療費(精神通院医療)の受給者については、ここ数年は大きな変化は見られない。

表 - 1 2 精神障がい者保健福祉手帳所持者数

(各年度3月31日現在)(単位:人,%)

年度	1級		2級		3級		合計
17	43	(51.2)	27	(32.1)	14	(16.7)	84
18	55	(50.0)	39	(35.5)	16	(14.5)	110
19	56	(54.4)	32	(31.1)	15	(14.5)	103
20	57	(47.5)	42	(35.0)	21	(17.5)	120
21	57	(44.5)	49	(38.3)	22	(17.2)	128

(資料:福祉事務所)

表 - 1 3 自立支援医療費(精神通院医療)受給者数

(各年度3月31日現在)(単位:人)

年度	受給者数
18	330
19	283
20	286
21	284

5 障がい者(児)支援施設の利用状況

(1) 施設入所者数

平成22年3月31日現在における施設の入所者数は83人で、平成19年度に一時減少しておりますがその後は微増で推移しております。

施設別の内訳をみると、「清流園」の入所者が25人(全体の30.1%)と一番多くなっています。

また、障がい児の施設入所数は、平成22年3月31日現在で9人となっています。

(2) 施設通所者数

平成22年3月31日現在における施設の通所者数は45人で年々増加傾向にあります。

また、平成22年度新たに事業所が設立したこともあり、今後も施設通所者が増加することが見込まれます。

表 - 14 身体障がい児入所者数の推移

(各年度3月31日現在)(単位:人)

施設名	年 度				
	17	18	19	20	21
総合療育訓練センター	2	2	2	1	2
拓桃医療療育センター(宮城県)	1	0	0	0	0
独立行政法人国立病院機構山形病院	4	3	3	3	3
独立行政法人国立病院機構米沢病院	2	2	2	2	2
最上学園	2	2	2	2	2
やまなみ学園	0	0	0	0	0
鳥海学園	0	0	0	0	0
計	11	9	9	8	9

(資料:福祉事務所)

表 - 15 障がい者支援施設利用者の推移

(各年度3月31日現在)(単位:人)

施設名	年 度				
	17	18	19	20	21
(入所施設)					
総合療育訓練センター	0	0	0	1	1
光生園	18	19	18	18	18
梓園	1	1	1	1	1
山形県リハビリセンター	6	7	5	5	5
山形県コロニーセンター	3	3	3	3	2
吹浦荘	1	1	1	1	1
最上ふれあい学園	1	1	1	1	1
新生園	4	4	4	4	4
栄光園	5	5	5	5	5
コロニー希望が丘	19	21	19	19	18
清流園	17	20	20	22	25
蔵王通勤寮	2	1	1	0	0
西多賀病院(宮城県)	1	1	1	1	1
あきた病院(秋田県)	1	1	1	1	1
小 計	79	85	80	82	83
(通所施設)					
ワークショップ明星園	1	1	1	1	1
山形県第二リハビリセンター	1	1	1	1	1

山形県リハビリセンター分場 ひめゆり作業所	2	2	2	5	6
友愛園	25	23	25	25	25
すぎのこハウス	10	10	10	11	12
たんぼぼ作業所		9	9	7	6
ふぁーの木		13	10	11	10
小 計	39	37	39	43	45
計	113	122	119	125	128

(資料：福祉事務所)

6 障がい児の就学の状況

平成22年12月1日現在における特別支援教育諸学校や特別支援学級等に在学している児童生徒は全体で70人となっており、その内訳を見てみると特別支援教育諸学校の22人、小中学校の特別支援学級31人、通級の17人となっています。

特別支援教育諸学校の在学者数は、ろう学校0人、養護学校22人となっています。

表 - 16 特別支援教育諸学校在学者数

(平成22年12月1日現在)(単位：人)

ろう学校		養護学校		総 数	
小学部	中学部	小学部	中学部	小学部	中学部
0	0	15	7	15	7

(資料：教育委員会)

また、小学校における特別支援学級は、新庄小学校、沼田小学校、日新小学校、北辰小学校、泉田小学校、本合海小学校の6校で9学級16人、また、中学校における特別支援学級は、新庄中学校、明倫中学校、日新中学校、萩野中学校、八向中学校の5校で7学級15人という状況になっています。

表 - 17 小中学校特別支援学級の学級数及び在学者数

(平成22年5月1日現在)(単位：人)

小学校		中学校		総 数	
学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童・生徒数
9	16	7	15	16	31

(資料：教育委員会)

さらに、通級による指導を受けている児童生徒は、小学校児童のみの17人で、就学猶予及び免除されている児童生徒はいない状況にあります。

表 - 18 通級による指導を受けている児童生徒数及び就学猶予・免除者数

(平成22年12月1日現在) (単位:人)

通級による指導を受けている児童生徒数			就学猶予・免除者		
小学校児童数	中学校生徒数	総数	小学校児童数	中学校生徒数	総数
17	0	17	0	0	0

(資料:教育委員会)

7 障がい者の雇用・就業の状況

平成22年6月1日現在における新庄公共職業安定所管内の従業員数56人以上の民間企業で雇用される障がい者数は70人(法定雇用率算定の障がい者数)となっており、雇用率は1.4%と法定雇用率1.8%(平成10年7月1日より適用、それ以前は1.6%)を下回っている状況にあります。

表 - 19 民間企業における障がい者雇用状況の推移(新庄公共職業安定所管内)

(各年度6月1日現在) (単位:人、%)

年度	企業数	常用労働者数	法定雇用算定 基礎労働者数	障がい者数			雇用率
				重 度	重度以外	計	
16	52	5,683	5,428	44(4)	40(6)	84(10)	1.54
17	45	5,107	4,882	49(6)	34(7)	83(13)	1.70
18	46	5,272	5,040	52(6)	38(7)	90(13)	1.79
19	48	5,574	5,368	42(6)	41(8)	83(14)	1.55
20	49	5,704	5,482	40(4)	46(10)	86(14)	1.57
21	45	5,347	5,117	36(4)	36(6)	72(10)	1.41
22	43	5,208	4,999	32(2)	38(9)	70(11)	1.40

(資料:新庄公共職業安定所)

(注) 障がい者数の重度は、重度障がい者数についてダブルカウントしたものである。

障がい者数欄()内は、知的障がい者で内数である。

算定基礎労働者数は、常用労働者数から除外率(業種により変動)で

算出した労働者数を除外して算定の基礎とする。

表 - 20 障がい者雇用率の推移

(各年度6月1日現在)(単位：%)

年度	新 庄 市		山 形 県		全 国	
	雇用率	達成企業割合	雇用率	達成企業割合	雇用率	達成企業割合
16	1.54	50.0	1.38	47.6	1.46	41.7
17	1.70	60.0	1.43	48.4	1.49	42.1
18	1.79	58.7	1.49	51.5	1.52	43.4
19	1.55	43.8	1.50	50.4	1.55	43.8
20	1.57	46.9	1.51	49.9	1.59	44.9
21	1.41	40.0	1.56	52.6	1.63	45.5
22	1.40	41.9	1.58	52.5	1.68	47.0

(資料：新庄公共職業安定所)

第3章 障がい者施策の現状と課題 及び施策の目標と方向

1 啓発・広報

〔現状と課題〕

障がい者の問題は全ての人の問題であるとも言え、障がい者が地域で普通に生活し、活動する社会を目指すという「ノーマライゼーション」の理念を現実していくために、障がいと障がい者に対する市民の正しい理解、地域での受け入れが不可欠であると考えます。

そのため、「広報しんじょう」や「在宅福祉サービス」のパンフレット、ホームページ、新庄市社会福祉協議会の「しんじょう社協情報」等を活用することはもとより、「障がい者の日」「障がい者週間」等の機会をとらえて啓発広報活動に努めています。

また、法令による事業などは、専門用語を使用せざるをえないこともあり、障がい者にとっては理解が難しいこともあるため、工夫をしています。

毎年、地域のもがみ産業まつり、市民健康福祉まつり、また市役所等の公共機関へ障がい者事業所等がバザーや自家製品を出すなど、障がい者自らが市民との交流、障がい者への理解を広げる活動を実施しています。

障がいに対する市民の理解を深めるには子供の頃からの啓発広報が重要であるため、小中学校等の学校教育において障がいや障がいのある人に対する理解と思いやりなどの心を育む福祉教育の推進に努めます。市内高等学校においても、ボランティア活動で障がい者事業所の運動会に参加するなど、障がい者との交流が継続して行われておりますので、そうした活動を通じて障がい者や障がい特性への理解を育む活動を支援することが必要です。

また、保育所や児童センター・児童館等においては、障がい児受け入れを行っています。児童デイサービス事業所の受け入れにより近年は減少傾向にありますが、発達障がいと思われる児童が増えてきており、それに対応した保育士を配置しております（表 - 21 参照）。

障がい者を取り巻く社会環境には、まだまだ大きく様々な障壁があり、障がい者は教育、就業、生活環境など幅広い分野で多くの課題を抱えています。その解決のために、まずもって障がいや障がい者に関する正しい理解と認識を市民全体に持ってもらうよう、啓発広報活動を積極的かつ数多く進める必要があります。ノーマライゼーションの理念を広げるためには、社会全体での理解と行動が必要です。

さらに、全ての人々が偏見をなくし、障がい者福祉の理念のもとに障がい者への理解を深めるきっかけとして、ボランティア活動への参加があります。

現状では、ボランティアがしたいがどこへ問い合わせたらよいだらうといった声もあり、いつでもどこでも気軽に参加できるボランティア活動のシステム作りが必要です。新庄市社会福祉協議会の「新庄市ボランティアセンター」を窓口に活動事業が行われています。とくに冬季の緊急対応が望まれる雪下ろしボランティアなど期待が寄せられています。福祉以外の分野でのボランティアについては、市民プラザ内にある「ぷらっと」で支援しておりますが、その役割分担や連携について更に深める必要があります。

市で実施の事業については、手話奉仕員やガイドヘルパーの派遣、声の広報などの公的福祉サービスを活用し、地域における交流活動の支援を行っております。特に、手話を必要とする聴覚障がい者の需要に対応するため、手話奉仕員の登録者を増員する必要があります。毎年、年 20 回ほど手話奉仕員と手話を必要とする障がい者とが連携し「手で話そう“手話教室”」を開催しています。初めて手話に接する方から実践的な手話技術を取得するまでの初級・上級コースも開設するなど、新規の奉仕員の育成に努めております。また、中途聴覚障がい者等手話ができない方への要約筆記者の育成が求められています。

障がい者自身とその家族の地域社会への関わりや交流事業への参加などが市民の理解が得られる近道であると言え、障がい者とその家族の主体的取組みとそれに対する支援が必要となります。

表 - 2 1 市立保育所 障がい児対応保育士数の推移
(各年度 3 月 3 1 日現在) (単位: 人)

施設名	18	19	20	21
中部保育所	5	5	5	4
北部保育所	1	0	1	
南部保育所	3	2	1	1
乳幼児保育所	0	1	0	0
泉田保育所	1	1	2	1
萩野児童センター				
本合海児童センター				
升形児童館				
パリス幼稚園(認可保育所)				
計	10	9	9	6

〔施策の目標〕

- (1) 障がいや障がい者に対する理解を促進するため、啓発広報活動の積極的な推進と福祉教育等の充実強化を図ります。
- (2) ノーマライゼーションの理念を広げるためには、社会全体での理解と行動が必要であり、そのための交流機会の拡大を促進するためのボランティア活動の充実を図ります。
- (3) 市民のボランティア活動への参加を促進するため、ボランティアの育成や情報提供活動の充実を図ります。

〔施策の具体的方向〕

(1) 啓発・広報活動の推進

障がいや障がい者に対する市民の正しい理解と認識を深めるため、市発行の「広報しんじょう」や新庄市社会福祉協議会発行の「しんじょう社協情報」をはじめとする各種メディアの活用による啓発広報活動を積極的に推進していきます。

「障がい者の日」や「障がい者週間」の周知を図るとともに、関連行事などを通じて市民の障がい者福祉についての関心と理解を高めていきます。

市民健康福祉まつりをはじめ、一歩²（いっぽいっぽ）フェスタ、もがみ産業まつり等のイベントの機会を数多く促えて、積極的な啓発広報を行います。

障がい者に係る制度や手続きが、よりわかりやすい手法を検討します。視覚・聴覚障害者が容易に情報を取得できるような体制を整備します。

障がい者団体の啓発事業や障がい者自身とその家族が主体的かつ積極的に交流活動を促進するために、できる限りの支援を行います。

(2) 福祉に関する教育及び理解の推進

障がい者に対する理解の広がりを期待していくには、幼いころからの啓発や教育が重要であると考えます。そのために、学校教育の中での交流学习やボランティア活動あるいは家庭教育を通じた福祉教育の効果的な進め方の検討を行いながら、福祉教育の一層の推進を図ります。

それとともに、小中学校における特別支援学級と校内他学級との交流の継続や、障がい児と障がい児の住む地域の子供たちとの交流学习を支援します。

障がい児の保育所や児童センター・児童館への受け入れを積極的に行うとともに、市立幼稚園での福祉教育等の促進を図ります。

障がい者が地域において安全に安心して生活できるよう、各種公共サービス従事者への障がい者に関する理解とその徹底を図ります。

(3) ボランティア活動の推進

新庄市社会福祉協議会が設置している「新庄市ボランティアセンター」と市

で設置している「ぷらっと」の二つの窓口の役割分担と連携を更に図り、ボランティア活動に参入しやすい環境を整備します。また、「しんじょう社協情報」等の情報誌の発行や同協議会が開催している研修会などでの啓発広報活動を通して、市民の理解促進と意識高揚を図るとともに、ボランティアの育成と活動への支援を行います。

学校教育や生涯学習活動を通して、障がい及び障がい者への適切な理解を促進するとともに、ボランティア活動に対する取組みを推進します。

手話奉仕員や手話通訳者養成のための講座を開催します。要約筆記者の養成については、県や聴覚障がい者団体主催等の養成講座の周知を図ります。

2 生活支援

[現状と課題]

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を営むためには、生活基盤の整備とともに、障がいのある人とそれを支える家族に対して適切な生活支援を行う必要があります。また、障がいのある人への虐待防止や権利と財産を守り、地域で安心して生活できる環境づくりに努める必要があります。

本市では、障がいのある人の相談機関として、本市をはじめ、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障がい者相談員などがありますが、身体障がい、知的障がい、精神障がいをはじめ、発達障害、高次脳機能障害のある人や家族が困ったときに相談する場所が分からない、なかなか市役所には相談に行きにくいなどの意見もあり、気軽に相談できる環境づくりが求められています。そのため、今後の相談支援体制のあり方について検討するとともに、相談に携わる職員の技能や知識の向上を図る必要があります。

障がい福祉サービスについては、障害者自立支援法に基づき、自立支援給付や地域生活支援事業などのサービスを提供しています。また、市単独事業で福祉タクシー券と給油費の利用助成や冬季の除雪サービスを実施しています。

本市には、障がいのある人の日中生活を支援する施設として友愛園（生活介護・就労移行支援・就労継続支援B型事業所）や、すぎのこハウス（生活介護・就労継続支援B型事業所）、さくらはうす（生活介護、就労継続支援B型事業所）、しみずの湯（就労継続支援A型事業所）、ふぁーの木（地域活動支援センター）、たんぼぼ作業所（地域活動支援センター）、もみの木教室（児童デイサービス事業所）、くれよんはうす（児童デイサービス事業所）、あおぞらはうす（児童デイサービス事業所）、最上学園（障がい児短期入所事業所）があります。

また、グループホームを行う事業所が4事業所に増え、入所施設を退所し新庄で暮らす人や、介護者の高齢化により支援を受けられなくなった人がグループホームを利用するなど、今まで入所施設に頼っていた障がいのある人が地域で暮らすことができるようになっていきます。

在宅サービス（居宅介護等）についても、利用者が年々増加傾向にあることに加え、発達障害、高次脳機能障害がある人もサービスを利用できることとなったため、サービスを利用される人が増えることが見込まれます。

また、施設に入所している人で、地域で暮らすための訓練を行っている人や障がいが原因で入院している人の退院後の社会復帰などを支援する体制を整える必要があります。

今後は、利用者の増加、多様化する個々のニーズに対応する福祉サービスの提供や提供量の確保に努める必要があります。

障がい者スポーツ及び文化活動への参加は、リハビリテーションと障がいのある人の社会参加の機会拡大を図るうえで重要であるだけでなく、障がいのある人への理解を広げる啓発活動の機会としても重要です。障がいのある人相互の親睦と健康増進を図るため、新庄市身体障害者福祉協会において実施するスポーツ大会の開催等に対して支援を行っています。同協会にスポーツ教室開催を委託し、新庄市身体障がい者スポーツ大会、最上広域身体障がい者スポーツ大会、県障がい者スポーツ大会へ多くの方の参加を促進し、障がい者スポーツの普及と定着に力を注いでいます。この中から全国大会へ出場し上位の成績を修めるとともに、交流を深め成果を上げています。文化活動においては、芸術文化講座の開催や市民健康福祉まつりへの作品の出展など広く市民の理解を深める活動に結びついています。

また、社会参加を広げる上で移動手段の確保が重要な課題となります。障がいの状況や支援者の状況、生活状況により移動方法は多種多様であるため、今後移動手段についてのニーズを把握し、現在行っているタクシー券や給油助成券、地域生活支援事業の移動支援事業を見直していく必要があります。

[施策の目標]

- (1) 利用者本位の考えに立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの量的・質的充実に努め、全ての障がい者に対して豊かな地域生活の実現に向けた体制を確立するよう努めます。
- (2) 障がい者の健康増進、機能訓練、社会参加の促進を図るためスポーツ・レクリエーション活動の推進と生きがいを高揚し日常生活を豊かにするための文化活動を支援します。

[施策の具体的方向]

- (1) 相談支援体制の充実

相談支援体制の整備

地域における相談支援体制を構築するため、中心となる総合支援センター等気軽に相談できるような場所や体制づくりに取り組むとともに、相談支援事業者との連携により、障がいのある人やその家族の相談に対して必要な支援や情

報を適切に提供できる体制を整備します。障がいを原因にひきこもっている人や家族が相談しやすい体制づくりに努めます。

また、様々な機会や媒体を通じて障がいのある人やその家族に相談窓口や支援体制の周知を行います。

相談支援を行う職員の技能の向上

相談支援に携わる職員の技能向上に資する研修へ積極的に参加し、知識や技能の向上を図ります。

相談窓口の連携

市、相談支援事業所、医療機関、保健所、児童相談所、身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所、発達障がい者支援センター、高次脳機能障がい者支援センターなどの相談機関と連携して、発達障がいや高次脳機能障がい、難病患者やその家族の相談など、専門的な相談を受けることができる体制づくりに取り組みます。

自立支援協議会の機能の充実

最上地区自立支援協議会において、参加機関の情報を共有することで相談支援に関する知識や技術の向上を図ります。

また、困難ケースについては、最上地区自立支援協議会の個別支援会議により、個別の支援体制を確立し支援します。

(2) 在宅サービス等の充実

在宅サービスの充実

居宅介護等の在宅サービスを障がいのある人がニーズに応じて利用できるよう、その量的・質的充実に努めます。

また、発達障害や高次脳機能障害など、これまでサービス利用につながりにくかった人への支援を強化していきます。

日中活動系サービスの充実

障がいのある人のニーズを把握し、日中活動できる場所の確保と利用促進に努めます。

住宅の確保

障がい者の地域での居住の場であるグループホームやケアホームについて、障がいのある人のニーズに把握し、利用できるよう量的・質的充実に努めます。また、市営住宅にはバリアフリーの部屋を増やすこと等、障がい者に優しい住宅の確保に努めます。

スポーツ、文化芸術活動の振興

スポーツ及び文化活動は、障がいのある人の生きがいを高めるとともに、自己表現や能力の開発及び社会参加を通じた生活の質を向上させ、日常生活を豊かにするものであることから、今後、積極的に推進を図ります。

精神障がい者施策の充実

精神障がい者ができる限り地域で生活できるようにするため、福祉サービスの充実を図ります。特に退院可能とされた者の社会復帰を支援するため必要なサービスを整備します。精神障がい者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制を整備します。

難病患者等への支援

難病患者等の日常生活用具給付等、その支援対策の充実を図ります。

自立及び社会参加の促進

地域での自立生活を支援するため、タクシー券や給油助成券、冬季の除雪を支援します。また、障がいのある人の移動手段についてのニーズを把握し新たな支援体制を検討します。

(3) 地域移行への支援

従来の「障がい者は施設」という認識を改め、地域で自立した生活を送れるように必要な支援を実施していくために、保護者や関係者、及び地域住民への地域福祉への理解を求めていきます。併せて、障がいのある人が地域で安心した自立生活ができるよう、個別の支援体制を確立します。

(4) 権利擁護と虐待防止

権利擁護の推進

障がいのある人の財産権や人権に関する実態を踏まえ、判断能力が不十分な者に対応する地域福祉権利擁護事業、成年後見制度利用支援事業など障がいのある人の権利擁護に関する事業及び財産管理を支援するシステムについて、利用の促進を図ります。

虐待防止対策の整備

民生委員・児童委員、関係機関などと連携を強化し、障がいのある人の権利侵害や家庭・地域での虐待・金銭詐取などの防止に努め、地域全体で障がいのある人を守る環境づくりに努めます。

本市が実施している主な在宅福祉サービスの状況

事業名	事業内容	平成21年度実績
手話奉仕員派遣	聴覚、音声機能又は言語機能に障がいを持つ者が、健常者との意思疎通を図るために手話奉仕員を派遣	29件
声の広報	重度の視覚障がいを持つ方に市報、お知らせ版、議会報の内容を発行ごとにテープに録音して送付	7世帯
除雪サービス	心身障がい者世帯であって、支援の得られない低所得者で、自力で除雪することが困難な世帯への除雪サービス（本人及び生計中心者の所得税が非課税）	雪おろし 0世帯 玄関前除雪 0世帯
身体障害者福祉電話等設置	重度身体障がい者で外出困難な方に福祉電話設置の電話債権を貸与 聴覚・声音言語障がい者で身体障害者手帳3級以上のコミュニケーションの困難な方にミニファックスの電話債権を貸与	2台
重度身体障害者介護用車両改造費等助成	自ら運転できない重度心身障がい者を介護するために自動車を改造又は購入する費用の一部を助成（限度額：県10万円、市10万円）	件数 0件
紙おむつ支給	ねたきり期間が3ヶ月以上で、常時失禁状態にある在宅の重度心身障がい者がいる所得税が非課税の世帯に、毎月基準額以内で紙おむつを支給	10人
福祉タクシー利用助成	心身障がい者がタクシーを利用する場合にタクシー券（1枚330円）を交付 身体障害者手帳1級、療育手帳A、 精神福祉手帳1級 年間15枚 身体障害者手帳2級 年間12枚	交付人数 241人 利用枚数 2,078枚
給油費助成	自動車税の減免を受けた自家用車の給油費の一部を助成する給油券を交付 身体障害者手帳1、2級、療育手帳A 申請月から1月あたり1枚（1枚300円）	交付人数 33人 利用枚数 370枚
重度身体障害者移送サービス助成	身体障害者手帳2級以上で、リフト付車両以外での移送が不可能な方に利用料金の一部助成（生計中心者の所得税14万円未満の世帯） 1枚2,000円の利用券を年間12枚	交付人数 54人 利用枚数 303枚
障がい者スポーツ教室	障がい者の健康保持と障がい者スポーツの普及を促進するためスポーツ教室を開催	参加者 118人
障がい者芸術・文化講座	障がい者の社会参加促進を図るため、講座を開催し作品を展示紹介する	参加者 61人

3 生活環境

[現状と課題]

障がい者が障がいのない人と同じように安心して社会生活、社会参加活動のできる社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念の実現を図るためにも、安心して外出でき安全で利用しやすい施設や設備、環境づくりが重要です。これらの整備は障がい者だけではなく高齢者や女性、子供とすべての人にやさしい、バリアフリーやユニバーサルデザインを考慮した福祉のまちづくりに通じます。

それには建築物、道路、公園等の物理的な障壁物の除去、移動のための交通手段の整備、住環境の整備等のバリアフリー化、そして災害時における防災体制の確立が重要となります。

新たな建築物施設は当然のこと、既存の公共的施設についても段差の解消、スロープ、手摺の設置、障がい者用トイレの設置等現状で可能なバリアフリー化を進めており、今後も施設の改修等に合わせて改善を進めてまいります。市内においては人工膀胱・人工肛門の方のためのオストメイト対応トイレが県立新庄病院しかありませんでしたが、市の5施設に整備しました。また一般の住宅においては生活しやすいように手摺の設置、屋内のバリアフリー化、トイレ風呂場廊下等の改善が講じられています。これらの住宅改修については、所得や障がい部位等での要件はありますが、支援を行っているところです。

障がい者の外出を妨げる道路交通環境の改善をはかり、歩行が安全で快適に通行できるような整備を一層推進する必要があります。交差点には視覚障がい者用音声式信号機の設置箇所を増設していく取組みや、車椅子移動と視覚障がい者移動に配慮した点字ブロックの設置、歩道の段差解消とそれぞれの障がい者に配慮した整備が必要です。また、公共施設、民間施設にも障がい者駐車スペースの整備が進められていますが、設置目的を理解せず利用マナーが守られていない現状もみられ、障がい者へ配慮した利用マナーの周知を行うことが必要です。

公共交通機関については、近年、バス路線が大幅に縮小されており、高齢者や障がい者にとって大きな課題となっています。障がい者の外出手段の支援として福祉タクシー券、自動車給油券、又寝たきり移送サービス券の助成が行っていますが、一般の障がい者を対象とした福祉有償輸送を行う事業所も現れているため、そうした体制の拡充と一般の方にも共通したデマンド交通等の整備についても検討が必要です。

冬期間の除雪について、本市のような多雪地域では障がいのない人でも毎年難儀な状況です。とくに障がい者にとっては大きな負担となっています。このような中、他から支援の得られない低所得者の障がい者世帯や高齢者世帯に除雪サービスを行っています。しかし、そうした世帯へは道路除雪後の雪おき処理や豪雪時の度重なる雪下ろし等について、すべてを支援することも困難であり、社会福祉協議会に登録された

除雪ボランティアの活用等を検討する必要があります。

防災面については、手話を必要とする方が、特定の様式で119番のファックスをすることにより救急・消防の通報ができる「119ファックス」を平成21年度より最上広域消防本部内において県内でさきがけて開始いたしました。また阪神淡路大震災、新潟県中越地震等を教訓に、大きな災害の際に自力で避難困難な障がい者や高齢者を支援することを目的として、平成22年度に災害時要援護者支援計画（全体計画）を策定しました。今後、障がい者や高齢者個々の支援計画について地域の方々や福祉事業所等の支援体制を整備する必要があります。避難所対策についても障がい者の特性に配慮した運営・整備、また福祉避難所の整備体制を考慮する必要があります。

また、災害に備えるには、日頃からの心構えが必要であり、障がい者への防災知識の普及啓発を進めるとともに、障がい者自らも防災への備えを意識しつづけることが必要です。

防犯については、障がいによっては障がいの無い方よりも情報が得にくいなどの状況で詐欺商法等の被害にあう例も多く、障がい者に対する防犯知識の普及と事故時の障がい者への援助について、知識の普及に努めることが必要です。

[施策目標]

- (1) 「福祉のまちづくり」の推進
- (2) 防災、防犯対策の整備

[施策の具体的方向]

- (1) 「福祉のまちづくり」の推進

「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に基づいて公共的建築物の整備状況を見直し、生活環境においても誰にでも見やすい、わかりやすい標識・標示を整備しバリアフリー化を図ります。

また、民間の建築物についても、整備促進を継続していきます。

公園・道路などについて、障がい者用駐車場及びトイレの整備、公園内道路の舗装とバリアフリー化、歩道幅員確保を整備推進します。また、県で取り組んでいる身体障がい者等用駐車施設利用制度の普及活動に努めます。

住宅の整備と確保

市営住宅の新築または改築をする場合は、障がい者や高齢者に配慮した整備に努めます。今後整備する施設等について障がい者用トイレの整備、バリアフリー化等を配慮していきます。また、今後も住宅改修が必要な障がい者への支援を継続します。

移動・交通手段・公共交通機関の確保として、重度ねたきり障がい者への移送サービス券の交付、障がい者等級区分による福祉タクシー券、給油券交付の

ほか家族介護車両改造費助成事業の継続に努めます。

現在の障がい者世帯除雪サービス事業等について、安全な生活空間の確保のため継続拡大に努めます。また、障がい者にやさしい除雪体制について検討していきます。

(2) 防災，防犯対策の整備

災害時要援護者支援計画に基づき、支援が必要な方の特定を行い、地域の方々との連携により災害時に支援が必要な障がい者個々の支援計画を作ります。

市内にある障がい者施設への連絡体制の整備を進め、災害情報を常に把握できるネットワークを構築し緊急時に備えていきます。

消防、警察、防犯関係団体などとの連携を図り、協力しながら障がい者に対する防犯知識の普及対策を図っていきます。

本市の主な公共的施設のバリアフリーの状況

施設名	自動ドア	貸出し用車椅子の設置	車椅子用トイレ設置数	出入り口のスロープ化	出入り口の段差無	各階屋内の段差無	エレベーター設置	点字ブロック化	障害者優先駐車場	インターホンの設置	車椅子利用公衆電話	AED設置状況
市役所			1						4			
上下水道庁舎			1						2			
市民文化会館			1									
市民プラザ			1						2			
ふるさと歴史センター			1						1			
図書館			1						2			
雪の里情報館			1						1			
わくわくセンター			1						4			
萩野地区公民館			1									
農村環境改善センター							△					
昭和活性化センター			1				△					
空蔵四季の家			1				△					
市体育館			1				△					
勤労者体育センター			1				△					
市民球場			1				△		1			
市保健センター			1				△					
神室荘			2				△					
新庄・最上さくらが丘斎苑			1				△					
最上公園戸沢神社			3				△					
最上中央公園			2				△					
泉田河川公園			1				△					
新庄大手町会館（シルバー人材センター外）			1				△		2			
社会福祉協議会			1						2			
市老人福祉センター												
県立新庄病院			12						7			
JR新庄駅			1				△					
最上広域市町村圏事務組合												
最上広域交流センター「ゆめりあ」			3						4			
最上広域教育研究センター												
最上総合支庁			3						2			
最上総合支庁産業経済部農村整備課			1						1			
最上総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究			1									
すばーてあ			1				△		4			
新庄警察署												
新庄郵便局			1						1			
新庄合同庁舎			1						1			○
山形地方方法務局新庄局			1						1			
山形地方検察庁新庄支部			1						1			
山形地方裁判所新庄支部			1						1			
新庄税務署			1						1			
新庄社会保険事務所			1						1			
東北地方整備局新庄河川事務所			1						1			
最上検診センター												

有の場合 印

複数の場合は、数字で標記

4 教育・育成の充実

[現状と課題]

障がい児（者）の一人ひとりがその可能性を伸ばし、持てる力を十分に発揮することができるよう、一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細やかな療育・教育を行うことが、将来社会的自立と社会参加に向けた基盤づくりとして重要になります。

障がい児の心身の育成は、できるだけ早期に必要な医療ケアや指導を行うことによって、障がいの軽減や基本的な生活能力が向上します。このため、健康診査により障がいの早期発見を図るとともに、障がいの程度に応じた適切な療育を実施する支援体制の整備を図ることが重要です。現在、上山にある山形県総合療育訓練センターは距離的に遠いため、通い続けることに不安を抱える保護者が多いという実態があり、支援機関の充実が検討されています。

平成17年4月には「発達障害者支援法」が成立し、知的障がいのない自閉症や学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障がいも認められる場合についても支援の対象となり、発達障がいも注目されるようになりました。今後は、このような気になる児童についても、各部門の連携を強化し幼児教育から初等教育へのスムーズな移行が求められているところです。

現在、学齢前障がい児に対する療育の場としては、保育所、児童センター・児童館での障がい児保育、あるいは私立幼稚園での障がい児教育等がなされており、ことばに障がいのある幼児については、最上広域教育研究センターでの「幼児ことばの相談室」が行われています。

学齢に達した障がい児については、障がいがあることにより、通常学級で教育を受けることや、通常学級における教育だけではその能力を十分に伸ばすことが困難なために、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切かつ効果的な指導や配慮が必要です。小中学校においては、障がいの特性や教育的ニーズによって、通常の学級では個々に配慮しながら指導し、特別支援学級では、発達段階に応じて特に支援が必要な児童生徒には適切な指導を行っています。指導にあたっては、必要な学校に個別学習指導員または特別支援教育指導員を配置しています。また、県立新庄養護学校の小学部、中学部、高等部においては、知的発達の遅れがある児童生徒の学習や、家庭生活や社会生活に必要な知識や技能を指導しています。

子どもの発育、進路等に対する悩みや不安がある保護者には、悩みなどを軽減するための専門的な相談窓口による適切なアドバイスが必要です。

現在相談窓口は、乳幼児の発育発達相談で指導、助言を健康課の保健師が行っています。福祉事務所児童支援室には家庭児童相談員を1人配置し、児童の心身発達上の問題等について相談を行っています。さらに、学校教育課に開設している教育相談室や、県立新庄養護学校の相談室では、常時保護者からの教育や就学に関する相談を受け、

指導、助言を行っています。

個々に応じた一貫した相談支援が求められるため、福祉、保健・医療、教育等の各機関と調整協議を図り連携を密にして、支援体制の一層の充実を図っていくことが重要です。

[施策の目標]

- (1) 障がい児一人ひとりの特性に応じた療育・教育の推進を行います。
- (2) 障がい児一人ひとりのニーズに応じてきめ細やかな支援を行うために、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援体制の整備を行います。

[施策の具体的方向]

(1) 障がい児療育・育成の推進

障がいの早期発見に努め、乳幼児から適切な療育、指導を行い、障がいの軽減や個々の能力を発揮させるため、早期療育体制の充実を図ります。

障がい児の成長段階に応じて、関係機関が適切な役割分担のもとに、一人ひとりのニーズに対応した適切な支援計画を策定し、効果的な支援を行っていきます。

集団保育の中で健全な成長発達を促すため、市の保育所、児童センター・児童館における障がい児の受け入れを積極的に行います。また、児童デイサービス、その他事業など多様な療育体制の充実について促進を図ります。

早期発見と早期療育のために、総合療育訓練センター最上地域出張所(仮称)や専門相談機関等の機能の充実を県に要望します。

(2) 適切な支援体制の整備

就学前の早期からの気づきを図り、早期療育に繋げるため、保育所・教育機関・福祉・保健・医療等の各部門の連携を強化するとともに、山形県総合療育訓練センターや山形県中央児童相談所等関係機関との連携を密にしていきます。

障がい児の成長段階に応じて、関係機関が適切に個々のニーズに応じた支援計画を策定し、効果的な相談支援体制を行っていきます。

社会的・職業的自立を推進するため、教育、福祉、医療、就労等の幅広い観点から、個々のニーズに応じた適切な支援体制を構築します。

各相談支援機関との連携を図り、障がいのある子どもやその保護者の就学相談・教育相談に努めます。

一人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細かな教育や相談支援を実践できるよう、継続的な研修の強化に努めます。

障がい者施設と児童デイサービス等の障がい児施設との連携を密にすることによって、障がい者施設への移行の際の障がい児や保護者の不安や困惑を軽減します。

5 雇用・就業

[現状と課題]

障がい者が自立して生活していくためには、何よりも経済的な自立が重要となりますが、障がい者の一般就労は、昨今の社会情勢から依然として厳しい状況に変わりはありません。

障がい者の雇用については、昭和35年7月制定の「障害者の雇用の促進等に関する法律」と昭和41年7月制定の「雇用対策法」等の対策が講じられています。平成22年6月1日における新庄公共職業安定所管内の雇用率は1.40%となっており、法定雇用率である1.8%を下回っており、全国平均の1.68%、県平均の1.58%と比較しても低くなっております。

このような状況の中、平成22年6月に最上障害者就業・生活支援センター（準備室）が旧友愛園に開設されました。就業・生活支援センター等関係機関の活動により就労および実習の実績は上がってきていますが、障がい者雇用率は県内平均よりも低い状態でありまだまだ十分であるとはいえません。また養護学校を卒業しても一般就労に結び付けることが難しいのが現状であります。今後さらに、障がい者の就労を一層促進していくために、最上障害者就業・生活支援センターや新庄公共職業安定所等の関係機関と緊密な連携を図りながら、企業や事業主に対する雇用促進のための啓発や、障がい者に対する相談と支援体制を整備する必要があります。

一般就労が困難な障がい者の福祉的就労の場としては、就労継続支援A型、就労継続支援B型事業所が出来るなど、就労の場は広がってきておりますが、工賃が低い、就労の実習の場が少ないなどの課題も残っております。

以前小規模作業所として活動しておりました「ふぁーの木」が平成19年4月1日より、「たんぼぼ作業所」が平成20年4月1日より地域活動支援センターとして事業を開始しております。地域活動支援センターでは、作業訓練の場、あるいは生活訓練の場として、在宅福祉の面で大きな役割を担い積極的な活動を展開しています。しかし、施設や設備の充実等に問題を抱えているほか、財政的基盤が弱い弱であるため、まだまだ経済的自立ができていない状況にあります。

福祉的就労の場として、平成16年10月から障がい者と企業、そして行政が協働した「食品トレーリサイクル事業」が始まりました。日本で初めての取組みであることから「新庄方式」の名がつけられました。この事業は、「友愛園」「たんぼぼ作業所」が関わり、就労自体に「地球環境のために」という社会的貢献の喜びをもたらすとともに、工賃アップによる障がい者の自立促進をめざすものです。

〔施策目標〕

- (1) 障がい者の就労による社会的自立のために、助成制度や周知啓発を行い、関係機関との連携を強化します。
- (2) 障がい者雇用の促進のため、企業や事業主、官公庁への積極的な働きかけをしていきます。
- (3) 市内の障がい者施設や地域活動支援センターに対して、施設整備や運営に対する支援を行っていきます。

〔施策の具体的方向〕

(1) 障がい者の就労と社会参加の促進

障がい者が地域で自立していくうえで、就労の場の確保が何よりも重要であるため、障がい者自らの職業的自立の意識と努力を啓発していきます。

障がい者の職業的自立に向けた職業能力の向上及び就労の確保のため、最上障害者就業・生活支援センターや新庄公共職業安定所等の専門機関と緊密に連携を図り、その周知に努めます。

スポーツ及び文化芸術活動を積極的に推進し、障がい者の生きがいを高めるとともに、自己表現や能力の開発及び社会参加を通じた生活の質を向上していくよう努めていきます。

(2) 障がい者雇用の促進等への支援

障がい者の雇用率を高めていくことが重要であり、まず、法定雇用率達成に向けて企業や事業主等に積極的に働きかけていくとともに、関係機関・団体の雇用促進事業に協力していきます。

市をはじめとする官公庁あるいは市内関係機関に対して、障がい者の雇用を働きかけていきます。

企業あるいは事業主の関心と理解を深めるため、職親など障がい者を雇用する場合の助成制度の周知、活用を図りながら、障がい者の雇用を促進します。

(3) 福祉的就労の促進

地域活動支援センターへの支援を引き続き推進していきます。

就労継続B型事業所においては、販路拡大や工賃アップについて協力していきます。

市が発注する物品購入や業務委託について、障がい者施設の参入機会の拡大に努めます。

民間及び公的施設における実習機会の拡大に努めます。

6 保健・医療の充実

[現状と課題]

障がいを未然に防ぐためには、常日頃から健康管理や疾病予防に努めることが重要です。本市では、障がいの発生予防や早期医療対策として妊産婦・乳幼児健診等を実施している他、基本健康診査や機能訓練事業等に取り組んできています。

健やかな発育及び疾病や異常の早期発見のために、妊産婦への健康相談をはじめとして、4ヶ月、1歳6ヶ月、3歳児の乳幼児健康診査を行うとともに、保健指導及び訪問指導を実施しています。本市の乳幼児健康診査受診率は高い水準で推移しており、疾病や障がいの早期発見、早期治療、療育に大きな効果を上げています。今後とも関係機関等と連携した支援が求められています。

壮年期に多く表れる生活習慣病の予防対策としては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく健康診査や各種の健康教室を実施しています。今後は、より一層受診率を高めるために啓発と健康診査の充実を図るとともに、正しい食生活や適度な運動等を取り入れた生活習慣をつくるなど、健康管理の啓発活動を推進していく必要があります。そのほかにも、疾病予防の観点から、食生活改善の栄養教室の実施や毎年開催している市民健康福祉まつり、市民が気軽に参加できるイベントなどを通じて健康づくり活動を推進していく必要があります。

一方、障がい者は、医療機関への通院、入院をする場合が多いため、医療費が大きな負担となっています。障がい者に関する医療としては、一般的な医療に加えて障がいの軽減を図るために、18歳未満を対象とした育成医療と18歳以上を対象とした更生医療があります。また、医療費の自己負担分を軽減する制度として重度心身障がい(児)者医療があります。

また平成18年4月から「自立支援医療」が設定され、これまでの更生医療・育成医療・精神通院医療費公費負担制度が見直され、医療費の負担は原則1割となりました。精神障がいは、疾病と障がいを併せ持つ特性から、継続的な医療の充実と相談支援が求められています。治療の中断は、疾病の再発や障がいの遷延化を招くことも少なくないため、精神障がい者通院医療では、通院による精神医療を継続的に必要とする方に対し、通院医療費の助成が講じられています。

保健対策として、精神障がいの早期発見、適切な治療に繋げるために、最上保健所では相談支援事業として専門医による「こころの健康相談」を実施しており、障がい者の自立と社会参加を促進する支援を行っています。

「保健・医療」分野は、これまで早期発見、早期治療の二次的予防が中心となってきました。今後は平成16年度に策定された「いきいき健康づくり新庄21」にもとづき、健康を増進し、発病を予防する「一次予防」に重点を置いた施策にも取り組んでいく必要があります。

[施策の目標]

- (1) 障がいの原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見の推進を図り、出生から高齢期に至る健康保持・増進等のため、健康診査等の各種施策を展開します。
- (2) リハビリテーション体制の充実により、障がいの軽減並びに重度化・重複化、二次障がい及び合併症の防止を図り、自立した生活を促進します。
- (3) 障がいの早期発見と障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実を図ります。
- (4) 心の健康づくり対策とともに、精神障がい者に対する保健・医療施策を一層推進して行きます。

[施策の具体的方向]

- (1) 障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見
 - 障がいの発生予防と早期発見のため、市保健センターを核として妊産婦の健康相談や乳幼児に対する健康診査並びに訪問指導等の適切な実施について推進を図ります。また発育・発達の健康相談のため「すこやかこども相談」を継続実施します。
 - 中途障がいの大きな原因となる生活習慣病を予防するため、老人保健法に基づく健康診査及び健康相談並びに訪問指導や各種健康教室の充実に努めます。
 - 生活習慣病予防対策としては、幼少期からの啓発が大切であることから、保育所、小中学校等との連携を図りながら、「子ども料理教室」の開催等を実施し食育に取り組み生活習慣の改善を行います。
 - 地域における健康診査等の適切な実施、疾病等に関する相談の提供機会の充実に努めます。
 - 地域住民の疾病等の予防に関する理解を深めるため、食生活改善の指導講習会や市民健康福祉まつりを効果的に開催するとともに、高齢者を対象とした介護予防のための普及啓発事業を展開します。
- (2) リハビリテーション体制の充実
 - 脳卒中後遺症等によるリハビリテーションを目的に行っている脳卒中後遺症患者友の会「落の会」の活動を支援していきます。
 - 地域包括支援センターにおいて、障がいをもつ高齢者の介護予防に資するリハビリテーションの実施等に関し、かかりつけ医との連携を強化します。
 - 身体機能の低下により、障がいを招きやすい高齢者に対して、機能低下防止のためのリハビリテーションの充実を図ります。
 - 障がいの早期発見と障がいに対する適切な医療、医学的リハビリテーションの提供を医療機関に働きかけます。

(3) 障がい者に対する適切な保健・医療サービスの充実

障がいを有する方の健康の保持・増進、精神疾患及び難治性疾患に対する保健サービスについて、福祉サービスとの連携を踏まえたサービスの提供体制について検討し、その充実を図ります。

障がい者の大きな負担となっている医療費の軽減について、育成医療、更生医療、精神障がい者通院医療、重度心身障がい児(者)医療、後期高齢者医療等の各種医療制度の充実を、国・県に働きかけていきます。

市の「広報しんじょう」や「在宅福祉サービス」のパンフレットなどにより、医療も含めた制度の周知徹底を簡単な言葉により図ります。

(4) 精神保健施策の推進

精神障がいの早期発見、適切な治療に繋げるために、専門医による「こころの健康相談」を継続実施し、さらなる相談等の提供機会の充実を図ると共に相談体制の充実を図ります。

地域とつながりを持ちながら豊かに生活していくための支援を充実させるとともに、地域において精神障がい者への理解を深めてもらうために、関係機関との連携を図りながら市民への啓発活動に努めていきます。

治療中断防止や適切な医療の確保のため、福祉相談に加え、最上保健所・医療機関等との連携により、保健・医療面での相談の充実を図っていきます。

7 情報・コミュニケーション

[現状と課題]

情報を入手しにくい立場にある視覚、聴覚障がい者については、手話奉仕員の派遣や声の広報等の福祉サービスで支援をしていますが、得られる情報やコミュニケーション手段が限られている状況にあります。

また、本市には手話奉仕員は6人登録いただいておりますが、手話通訳士の資格をもつ人がいない状況が続いており、障がい者の意思をよりよく伝えるうえでも、手話通訳士の育成が必要です。

聴覚障がい者のコミュニケーション手段としてファックス等の通信機器が普及していますが、これも相手先が限定されるものであって、障がい者のニーズに全て対応できるものとはなっていません。

最近、ICT(情報通信技術)の開発が進んでおり、新たなコミュニケーション手段として、携帯電話やパソコン等によるメールが急速に普及しています。障がい者のニーズに対応するために、これらの技術の利用についても検討が必要です。

また、障がい者の自立・社会参加を促進するうえでも、個人間の情報格差を早急に解消していくことも必要です。

〔施策の目標〕

ICT（情報通信技術）の活用により障がい者の個々の能力を引き出し、自立・社会参加を支援します。また、障がいの特性に対応した情報提供の充実を図ります。

〔施策の具体的方向〕

（１）社会参加を支援する情報通信システムの普及

日常生活用具で支給可能なものについては積極的に活用を図っていきます。

手話が必要な方へのアイドラゴン（CS手話放送）等の導入について支援していきます。

視覚障がい者に対して、図書館にある点字プリンターや図書読み取り機、音声録音機、音声パソコン等の活用を、図書館職員の協力のもと継続的に支援していきます。

交流活動、情報交換の場である市民プラザの「ぷらっと」などを利用し、情報提供を促進していきます。

（２）情報提供の充実

声、手話、点字等の様々な方法による情報提供サービスの充実に努めます。

「声の広報」の更なる充実を図るため、今はカセットテープに録音したものを送付していますが、今後はデジタルメディアへ移行を進めるために、QRコード等の新しい技術媒体での活用を検討していきます。

障がい者福祉サービス制度のパンフレットを作成し、市広報への障がい者関係情報の掲載に努め、各種制度の周知を図ります。

（３）コミュニケーション支援体制の充実

コミュニケーション支援を必要とする聴覚障がい者に対する手話奉仕員、要約筆記者の育成を推進するとともに、これらの派遣体制を充実していきます。さらに、手話通訳士の育成を支援します。

要約筆記者を引き受けていただく方の掘り起こしをしていくと共に、研修参加を支援していきます。

各種サービス窓口における手話のできる職員の育成、配置及び市民の手話に対する理解と手話人口拡大につながる事業を推進していきます。

第4章 計画の推進

1 行政における推進体制の確立

本計画に置ける障がい者施策は、福祉分野のみでなく、保健、医療、教育、就業、生活環境など多くの行政分野にまたがっており、庁内関係各課や新庄市社会福祉協議会、新庄市身体障害者協会など関係機関・団体との連携を図りながら、計画の実施状況について定期的に把握、点検を行い、効率的、効果的な障がい者施策の推進に努めます。

2 計画推進体制

本計画に基づく障がい者施策の着実な推進を図るため、施策の実施状況について新庄市障害者福祉計画推進委員会において報告、協議し、具体的に推進する施策の中において障がい者関係団体からの意見・要望が反映された計画の推進体制を図ります。

3 市民の理解と協力及び自主的な取組み

本計画に基づく障がい者施策を推進するには、行政の力だけでなく、市民が地域の中で障がい者と共に生きる「ノーマライゼーション」の考え方から、市民の障がい者への理解と協力及び自主的な活動が重要となってきます。また、市民協働の参画の意識・考え方も求められてきます。そのため、今後、計画の周知や情報提供体制の充実強化を図り、障がい者に対する理解、協力と支援を求めていきます。

4 障がい者の積極的な取組み

本計画を実効性のあるものとするために、障がい者自らが計画の着実な推進と事業内容の充実化に向けて、積極的に取り組むことが重要となります。

そのため、計画の周知、情報提供体制の充実を図るとともに、新庄市身体障害者協会をはじめとする障がい者団体の組織強化と活動の活性化などを促進します。

5 県及び関係機関との連携

県及び関係機関との連携を強化し、協議、調整を行いながら計画の実効性を確保します。

6 国の動向など

新たに制定される仮称「障がい者総合福祉法」等の国の施策動向を踏まえ、補助事業の積極的導入を図りながら本計画を推進するとともに、制度の改善、拡充と財源確保などについて要望していきます。

7 計画の改定

障がい者を取り巻く環境や国、県における施策動向などに急激な変化が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

第5章 計画の策定体制及び経過

1 新庄市障害者福祉計画推進委員会委員名簿

職名	選出区分	氏名
新庄市身体障害者福祉協会会長	障がい福祉サービスを利用する団体等	中部 道子
新庄市手をつなぐ育成会会長		山内 久光
最上ほほえみ会会計監査		井上 哲雄
山形県立新庄養護学校教頭	教育機関	石川 直人
特別支援教育コーディネーター		加藤 里美
新庄市民生委員児童委員協議会連合会会長		本澤 昌紀
障がい福祉サービス事業所 友愛園園長	障がい福祉サービスを提供する事業所等	高橋 聖一
新庄明和病院相談室長		星川 輝義
もみの木訪問介護事業所 所長兼管理者		児玉 峰子
新庄公共職業安定所 統括職業指導官	行政機関	伊藤 昌平
最上総合支庁保健福祉環境部地域保健福祉課長		東海林 俊夫

委員長 本澤 昌紀

副委員長 中部 道子

2 計画策定までの主な経過

年 月 日		
H22.10.20	策定事務局検討会	計画策定方針の協議
H22.11.5	策定事務局検討会	計画策定方針の協議
H22.11.10	第1回計画推進委員会（策定委員会）	委員の委嘱、計画素案の協議
H22.12.21	市議会文教厚生常任委員会	概要説明
H22.12.17	資料依頼	
H22.12.24	策定事務局検討会	計画素案の検討
H23.1.17	第2回計画推進委員会（策定委員会）	計画素案の協議
H23.2.16	策定事務局検討会	計画案検討
H23.3.1	第3回計画推進委員会（策定委員会）	計画案策定